



子育て・教育

母子保健事業

問 こども未来課 子育て相談係 ☎33-9035

項目		内容	
妊婦	届け出	妊娠届	妊娠が分かたら妊娠届出をしてください。 助産師や保健師より、妊娠生活等についての説明を行い、母子健康手帳や妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査補助券を発行します。
		母子健康手帳の交付	
	健診	妊婦健康診査	
		妊婦歯科健康診査	
教室	パパママ教室	妊婦さんとそのパートナーを対象に、出産や産後の話、沐浴体験などを行います。	
相談	妊婦相談	電話・来所・訪問などで、妊娠期の相談に応じます。	
乳幼児	訪問	こんにちは赤ちゃん訪問	生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭に家庭訪問を行います。
	健診等	乳児健康診査(4~5ヵ月児)	乳幼児を対象に、発育・発達、健康状態の確認や育児相談を行います。 2歳6ヶ月歯科健康診査では、歯科診察とフッ化物塗布を行います。
		乳児健康相談(10~11ヵ月児)	
		1歳6ヵ月児健康診査	
		2歳6ヵ月児歯科健康診査	
	教室	赤ちゃん体操教室	ふれあい遊びやを赤ちゃん向けの体操を行います。生後5ヵ月までのらっこクラスと、5ヵ月からハイハイするまでのこあらクラスがあります。
		赤ちゃんクッキング	生後6ヵ月ごろまでの乳児の保護者を対象に、離乳食のつくり方や進め方の話をします。
	相談	すこやかこども相談	保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士・作業療法士などの専門職が、育児の相談に応じます。
		乳幼児相談	電話・来所・訪問などで乳幼児期の相談に応じます。
		発達相談	乳幼児の発達や言葉の遅れなどに心配のある親子を対象に、発達相談員が相談に応じます。
産前・産後に利用できるサービス	育児支援ヘルパー派遣事業	体調不良等のため家事や育児ができない場合に町が委託するヘルパーの利用ができます。(妊婦・産後1年未満の母親が対象・一部自己負担あり)	
	産後ケア事業	育児不安、産後の心身の不調、産後に支援が少ないなど、産後の生活に不安がある場合に町が委託する産院で助産師の育児支援が受けられます。(産後1年未満の母とその乳児が対象・一部自己負担あり)	
助成・補助金	初回産科受診料の助成	非課税世帯や生活保護世帯を対象に、妊娠判定にかかる費用の一部を助成します。	
	新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成	新生児聴覚スクリーニング検査費用(自費分)の一部を助成します。	

※問い合わせはこども未来課総合相談係 ☎33-9095でも可能です。詳しくは広報紙に掲載します。



子育て・教育

▶▶▶ 児童手当

支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給額

- 3歳未満 一律15,000円
- 3歳以上小学校修了前
10,000円(第3子以降は15,000円)
- 中学生 一律10,000円

①所得制限限度額・②所得上限限度額について

児童を養育している方の所得が

①未満の場合…上記の支給額を支給

①以上②未満の場合…法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給

②以上の場合…支給なし(令和4年10月分以降)

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

※なお、対象となる所得額等については、町のホームページをご覧ください。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降を言います。

支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当が支給されます。

(例)6月の支給日には、2~5月分の手当が支給されます。

▶▶▶ 児童扶養手当

離婚、死亡、遺棄などの理由で父または母と生計を共にしていない児童、または重度の障がいのある父または母のいる児童(18歳に達する日以降最初の3月31日まで、ただし、心身に一定の障がいがある場合は20歳まで)を養育している父または母、父または母に代わって児童を養育している方に請求の翌月から手当が支給されます。(毎年1、3、5、7、9、11月)

ただし、所得制限があり、一定の要件を満たす場合は手当は支給されません。

▶▶▶ 特別児童扶養手当

20歳未満の身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を家庭で養育している父か母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方に請求の翌月から手当が支給されます。(毎年4月・8月・11月)

ただし、所得制限があり、一定の要件を満たす場合は手当は支給されません。

▶▶▶ 交通遺児等援護事業

交通災害または自然災害により、父または母などを亡くした、18歳未満の児童の保護者(親権を行う方、後見人、その他の方であって、遺児を養育する方)に対して支給されます。

ただし、死亡日から1年以内に申請されたものに限ります。

交通遺児等激励金(遺児一人につき10万円)

死亡日より1年以内に申請された方に限ります。

交通遺児等入学祝金(小学校、中学校、高等学校各入学時遺児一人につき5万円)

上記各入学時より1年以内に申請された方に限ります。

▶▶▶ 母子・父子・寡婦福祉資金

母子・父子家庭および寡婦に対して、自立の助長と児童の福祉を増進するために事業開始・継続、修学、療養、住宅などに関する資金を貸し付けます。

▶▶▶ 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母など、修学や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員が食事や身の回りの世話などを行います。



予防接種(定期接種)

問 保健センター(健康福祉課) ☎33-8000

- 個別医療機関で接種(事前予約が必要です)
- ※ 詳しくは保健センターへお問い合わせください。

予防接種名	2か月	3か月	6か月	9か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	
B型肝炎	27日以上の間隔をあけて2回接種後、1回目から139日以上の間隔をおいて、3回目接種(標準的には生後2か月以降9か月未満)																
ヒブ	生後2か月～7か月未満で初回の接種を開始し、27日以上の間隔をあけて、1歳までに初回接種(3回)を行い、初回接種終了後から7～13月において、追加(1回)接種																
小児用肺炎球菌	生後2か月～7か月未満で初回の接種を開始し、27日以上の間隔をあけて、1歳までに初回接種(3回)を行い、初回接種終了後から60日以上において、1歳～1歳3か月で追加(1回)接種																
四種混合 (ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ)	20日～56日までの間隔をあけて初回接種(3回)を行い、初回接種終了後から12～18月の間隔をあけて追加(1回)接種																
二種混合 (ジフテリア 破傷風)	三種混合及び四種混合1期の免疫ができていて、小学6年生(ただし13歳未満まで可)で1回接種																
BCG	生後5か月～1歳未満で1回接種																
水痘(水ぼうそう)	1歳～3歳未満で2回接種。2回目の接種は1回目接種後、6～12月の間隔をおく																
麻しん風 しん混合 (MR)	1期	1歳～2歳未満までに1回接種し、小学校入学前の1年前(幼稚園及び保育所の年長児)に2回目を接種															
	2期																
日本脳炎 (注1)	6日～28日の間隔をあけて1期初回接種(2回)を行い、1期初回接種終了後からおおむね1年あけて1期追加(1回)接種 9歳～13歳未満で2期(1回)接種																
ロタウイルス 感染症	ロタリックス	生後6週～24週に27日以上あけて2回接種															
	ロタテック	生後6週～32週に27日以上あけて3回接種															

- ※ ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)についての詳細は保健センターへお問い合わせください。
- ※ 上の表の■および■は、予防接種法で定められた定期の予防接種です。
病気にかかりやすい時期を考慮して定められた(標準的な接種時期)である■の期間中にできるだけ接種を受けましょう。
予防接種の〇歳未満の考え方…「～〇歳未満」とはその日に達する日の前日までになります。
- (注1) <特例対象者>平成19年4月1日生まれ以前の人で1期の接種回数(3回)と2期(1回)の合計4回の接種に不足回数がある場合は、20歳未満まで不足分を接種することができます。接種を希望する人は、母子健康手帳を持って保健センターへお越しください。
- ※ 三種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳)及びポリオワクチンも定期予防接種です。生後2か月～7歳6か月未満で希望する人は保健センターまでお問い合わせください。
- ※ 長期にわたり療養を必要とする疾病などの特別な事情で定期予防接種を受けることができない人は、保健センターまでお問い合わせください。



子育て・教育

子育てひろば

問 こども未来課 総合相談係 ☎33-9095

子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流できる場所として、子育てひろばを開催しています。

参加者同士が交流を深め、子育てが楽しいと感じられる機会にしませんか？

申し込みは不要です。詳しい日程については、広報紙をご覧ください。

すこやかひろば

令和4年10月現在

日程	毎週月～金曜日(祝日、年末年始除く)
開催時間	10:00～16:00
開催場所	保健センター3F
対象者	町内在住の概ね3歳未満の幼児と保護者

出張すこやかひろば

令和4年10月現在

日程	週1回程度(祝日、年末年始除く)
開催時間	10:00～15:00
開催場所	九品寺自治会館
対象者	町内在住の未就園児と保護者

はぴすまひろば

令和4年10月現在

日程	毎週月・水・金曜日(祝日、年末年始除く)
開催時間	10:00～15:00
開催場所	町社会福祉協議会2F
対象者	町内在住の概ね3歳未満の幼児と保護者

保育所

問 こども未来課 こども支援係 ☎33-9036

保育所(園)は、保護者の就労や病気などの事情により家庭で保育できない子どもを保護者にかわって保育するところです。保育所(園)を利用するには保育を受けるための支給認定が必要になりますのでこども未来課までお問い合わせください。

町内保育施設と対象児童

令和4年10月現在

設置	名称	所在地
	電話番号	対象児童
私立	宮古保育園 34-1611	宮古667 0歳児(生後満6か月児※)～5歳児
	宮森保育園 33-1611	宮森230-5 0歳児(生後満6か月児※)～5歳児
私立	こどもの森阪手保育園 34-1612	阪手931-1 0歳児(生後満3か月児)～5歳児
私立	すこやかな空くれよん保育園 34-0008	宮古161番1 0歳児(生後満3か月児)～5歳児
公立	認定こども園平野幼稚園(保育コース) 32-4098	平野59-1 3歳児～5歳児
	認定こども園田原本幼稚園(保育コース) 32-6170	田原本町381番地の2 3歳児～5歳児
私立	田原本すこやか保育園(小規模保育所) 35-5015	新町126-3 0歳児(生後満3か月児)から2歳児(3歳児からは認定こども園平野幼稚園保育認定コースなどに引き継ぐ予定です)
	さわやか保育園(小規模保育所) 32-7550	鍵281-5 0歳児(生後満3か月児)から2歳児(3歳児からは認定こども園保育認定コースなどに引き継ぐ予定です)

※生後満6か月になった日の翌月のこと

保育時間

保護者などの就労などの状態により保育標準時間(1日11時間まで)と保育短時間(1日8時間まで)に区分され、利用できる時間が異なります。

※延長保育(有料)

入園申込み

新年度の当初申し込みは、10月以降の広報紙でお知らせを予定しています。年度途中の申込みは入所希望前月の10日までに入所申込みを受付します。詳しくは、町のホームページをご覧ください。こども未来課までお問い合わせください。



子育て・教育

一時預かり事業

家庭での保育が一時的に困難となる場合や、育児に伴う身体的、心理的負担軽減のため、子どもの一時的な保育を行います。

実施施設と対象児童

宮古保育園 生後満6ヵ月児～
宮森保育園 生後満6ヵ月児～
こどもの森阪手保育園 生後満6ヵ月児～
はびすまひろば 生後満6ヵ月児～

※いずれも町内に居住する乳幼児で3歳に達する以降最初の3月末まで利用できます。

保育時間

午前8時30分～午後4時30分

利用料など

こども未来課又は各施設にお問合わせください。
4時間以内…1,000円程度
4時間以上…1,800円～2,000円程度

※そのほか給食、おやつ、保険代などの実費が必要です。

利用日数

1週間に1日程度

就労などによる利用の場合は週2日の定期利用がありますので、こども未来課までご相談ください。

手続き

『一時預かり事業利用申請書』をこども未来課に提出してください。



子育て・教育

保育料について

問 こども未来課 こども支援係 ☎33-9036

保育所(園)利用者負担について

保育料(利用者負担額)は世帯の市町村民税額により認定された階層区分(下表参照)、児童の年齢、認定を受けた保育時間などによって異なります。

階層区分	
1	生活保護世帯
2	市町村民税(均等割、所得割)非課税世帯
3	市町村民税均等割課税以上所得割48,600円未満
4-a	所得割48,600円以上57,700円未満
4-b	所得割57,700円以上77,101円未満
4-c	所得割77,101円以上97,000円未満
5	所得割97,000円以上169,000円未満
6	所得割169,000円以上301,000円未満
7	所得割301,000円以上397,000円未満
8	所得割397,000円以上

※利用者負担額は、税額控除前所得割額(調整控除後)を基に算出します。(一定の控除は適用しません)

※小学校就学前の入所している子どもが二人以上いる場合は、第2子以降は0円となります。また、第2階層以下については0円となります。

※ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯などの子どもについては、第2階層は0円となります。また、第3階層から第4-b階層の第1子は3歳児未満は7,200円、第2子以降は0円となります。

なお、当該事由に該当しなくなった場合、返還金などが生じるおそれがありますので、速やかにその旨を届け出てください。

※年度途中での年齢の見直しは行いません。

※幼児教育無償化により、3歳児以上は0円です。

注意事項

- 所得更正などを行った場合、利用者負担額が変更になる場合がありますので、その旨申し出てください。
- 勤務時間の変更などによる保育の必要量の変更はこども未来課に必ず変更のあった月のうちに申請してください。

スーパーでは売っていない
安くて美味しい業務用食品

食材は
6,000
アイテム以上!

24時間
365日
注文可能!

テイク
アウト用
商品も充実!

個人でも
購入
可能!

お店で食べる
プロの味を
お家で楽しみたいな

お店の仕入れや
お手軽な買い物に便利!



そろそろお店で
テイクアウト
始めたいな

運営会社 **株式会社サイネックス**

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町5丁目3-15 ☎:06-6766-3380 FAX:06-6766-3345

まずは**会員登録**を!
(登録料・年会費無料)

全国の皆様に満足をお届けします。
食彩ネット



詳しくは **食彩ネット**

検索

幼稚園

問 こども未来課 こども支援係 ☎33-9036

田原本町では幼児を保育し、適切な環境を与え、その心身の発達を助長することを目的として、次の町立4園で3、4、5歳児の教育を行っています。入園は各通園区の幼稚園に申し込んでください。ただし、認定こども園は町内全域が対象です。

※私立幼稚園に児童を就園させる場合、利用申込みは各私立幼稚園となりますが、幼児教育の無償化の対象となりますので、こども未来課で手続きが必要となります。詳しくはこども未来課にお問い合わせください。

幼稚園一覧表

園名	所在地	電話番号	FAX
北幼稚園	鍵161番地	32-3331	34-2501
認定こども園田原本幼稚園	381番地の2	32-6170	32-6170
南幼稚園	千代299番地	32-2341	34-2503
認定こども園平野幼稚園	平野59番地の1	32-4098	34-2504

※在園児を対象に、預かり保育をしています。詳しくは、幼稚園にお問い合わせください。

小・中学校

問 教育総務課 学校教育係 ☎34-2074

▶▶ 新入学

- 1月中に教育委員会から就学通知書を送付します。
- 病気や身体に障がいがあるなどで入学することに不安があるときはご相談ください。

▶▶ 転校の手続き

- 総合窓口課で転出、転入の手続きをしてから、教育総務課で転校の手続きをしてください。
- 校区の変更を伴う転居も同じです。
総合窓口課→教育総務課→学校

小・中学校一覧表

	学校名	所在地	電話番号	FAX
小学校	東小学校	大木1番地の1	32-2327	32-3345
	北小学校	鍵155番地	32-2517	32-3356
	田原本小学校	新町48番地	32-4801	32-4802
	南小学校	千代306番地	32-2729	32-3359
	平野小学校	平野62番地の3	32-2501	32-2301
中学校	田原本中学校	33番地	32-2585	32-2586
	北中学校	鍵71番地	33-3951	33-3952

※現在本町において、人口減少及び少子高齢化が進行する中、学校施設の再配置の取り組みを進めています。詳しくは町のホームページをご確認ください。

▶▶ 就学援助制度

田原本町立小・中学校または奈良県立中学校(田原本町内に住所を有する者に限る)への就学が経済的に困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費などの援助をします。詳しくは、教育総務課へお問い合わせください。



子育て・教育

放課後児童健全育成事業 (学童保育) 問 こども未来課 総合相談係 ☎33-9095

放課後児童健全育成事業(以下、学童保育)は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生(1~6年生)の育成・指導に資するため、遊びを主とする生活の習慣を養うことを目的とし、児童の健全育成の向上を図るものです。

詳細一覧

公立学童保育所

開所日	●月~金曜日 ●学校休業日(土曜日、夏冬春休みの長期休暇、学校創立記念日、代休)			
開所時間	●月~金曜日 放課後~19:00 ●学校休業日 8:00~19:00			
休所日	●日曜日、祝日 ●年末年始(12月29日~1月4日) ●その他町長が必要と認める日は、臨時に休所します。			
保育料(月額)	●1人目の児童 4,300円 ●2人目以降の児童 2,150円 ※保育材料代及びおやつ代・保険代として別途負担があります。			
保育料の減免	●生活保護の世帯 全額 ●母子父子家庭の世帯 保育料の2分の1 ※保護者の申請により保育料の減免を適用します。			
各学童保育所	学童名	住所	定員	電話番号
	東小学校学童保育所	大木1番地の1	40人	33-8774
	北小学校学童保育所	鍵155番地	50人	33-8773
	田原本小学校学童保育所	新町48番地	120人	33-8770
	南小学校学童保育所	千代306番地	80人	33-8771
平野小学校学童保育所	平野62番地の3	90人	33-8772	

私立学童保育所

学童名	住所	定員	電話番号
げんきっず宮古	宮古667番地	20人	070-4083-2215
入所申込・お問合せ等		電話番号	
社会福祉法人 愛和会		0743-21-3371	

事業の詳細は、上記お問い合わせ先に直接ご確認ください。

たわらもと子育て支援者応援事業 問 こども未来課 総合相談係 ☎33-9095

子育て支援人材の確保に向け、子育て支援者を応援します。

町内にある子育て支援施設に勤務する保育士などに対して、その者が扶養する小学生以下の子どもの保育料、学童保育料などを補助します。

対象者

- 町内の幼稚園の臨時教諭、特別支援員、預かり保育指導員
- 町内の保育所、または小規模保育所の保育士
- 学童保育所の支援員

補助対象

- 保育所または認定こども園(0歳から2歳)の保育料
- 学童保育所の保育料

支援内容について

- 町に住民登録のある方…就労状況により、扶養子どもの保育料、学童保育料の支払い額の全額もしくは2分の1を助成します。
- 上記以外の方……………就労状況により、扶養子どもの保育料、学童保育料の支払い額の2分の1もしくは4分の1を助成します。



子育て・教育